

物品等入札契約関係情報の公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、契約課が発注する物品調達に係る入札・契約情報の公表に関し、必要な事項を定める。

(公表の内容)

第2条 公表に関する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 千葉市物品入札参加資格者名簿
- (2) 千葉市委託入札参加資格者名簿
- (3) 千葉市小規模修繕業者登録名簿
- (4) 契約締結をした物品調達に係る入札（見積）経過
- (5) 契約締結をした物品調達に係る入札（見積）結果
- (6) 一般競争入札等入札公告等を必要とする発注情報
- (7) 自由参加方式の調達に係る発注情報
- (8) 指名停止措置の対象者の名称及び内容
- (9) その他、別に定める入札等契約事務に関する規程及び要綱等

(公表の方法等)

第3条 公表の方法等は、別表のとおりとする。

- (1) 前条第1号から第3号に規定する事項の公表期間は、当該事項の資格決定日から有効期間内とする。
- (2) 前条第4号及び第5号に規定する事項の公表期間は、入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときから翌年度終了までとする。
- (3) 前条第6号に規定する事項の公表期間は、入札参加申請開始日から入札により落札者を決定したときまでとする。
- (4) 前条第7号に規定する事項の公表期間は、原則として5日以上（閉庁日を除く）を設けるものとする。
- (5) 前条第8号に規定する事項の公表期間は、指名停止措置決定後から翌年度終了までとする。
- (6) 契約課における閲覧日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日から12月31日まで並びに1月2日及び1月3日）及び市長が認めた日以外の日と

する。

- (7) 契約課における閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (8) 契約課における閲覧用書類については、閲覧場所以外への持出しは禁止する。

別表

公表の内容	公表方法	閲覧（掲示）場所
第2条第1号、第2号	ホームページ	契約課ホームページ
第2条第3号	閲覧及びホームページ	財政局資産経営部契約課及び契約課ホームページ
第2条第4号～第6号	閲覧及びホームページ	財政局資産経営部契約課及び入札情報等ポータルページ
第2条第7号	掲示及びホームページ	財政局資産経営部契約課及び入札情報等ポータルページ
第2条第8号	閲覧及びホームページ	財政局資産経営部契約課及び契約課ホームページ
第2条第9号	閲覧及びホームページ	財政局資産経営部契約課及び契約課ホームページ

附 則

この要領は、平成11年5月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の規定は、平成16年度予算にて執行する契約に適用する。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月25日から施行する。